

令和元年分所得税と令和2年度町県民税 所得控除比較一覧表(人的控除:一人当たり)

区 分		令和元年分 所得税	令和2年度 町県民税	
配偶者 控 除	一般の控除対象配偶者	380,000	330,000	
	老人控除対象配偶者	70歳～ S25.1.1以前生まれ	480,000	380,000
※ただし、扶養する人の合計所得金額によっては、控除額が減少したり、控除対象外となる場合があります				
扶 養 控 除	一般(年少)扶養親族	0歳～15歳 (H16.1.2以降の生まれ)	廃 止	廃 止
	一般扶養親族	16歳～18歳 (H13.1.2～H16.1.1生まれ)	380,000	330,000
	特定扶養親族	19歳～22歳 (H9.1.2～H13.1.1生まれ)	630,000	450,000
	一般(成年)扶養親族	23歳～69歳 (S25.1.2～H9.1.1生まれ)	380,000	330,000
	老人扶養親族	70歳～ 同居老親等以外 (S25.1.1以前に生まれた方)	480,000	380,000
70歳～同居老親等扶養親族 (S25.1.1以前に生まれた方)		580,000	450,000	
基 礎 控 除		本人につき	380,000	330,000

※ 控除対象扶養親族は、H16.1.1以前生まれの方

障がい者 控 除	一般の障がい者	本人 控除対象配偶者 扶養親族	270,000	260,000
	特別障がい者	本人 控除対象配偶者 扶養親族	400,000	300,000
	同居特別障がい者加算	同居の控除対象配偶者 扶養親族	750,000	530,000

同一生計配偶者及び扶養控除対象の扶養親族ではない場合は、障がい者控除は対象にならない
令和元年12月31日現在の現況による(年の途中で死亡した場合は、その時点での現況)

寡 婦 控 除	寡 婦	離別 死別 扶養親族又は 所得38万以下の生計を一にする子 有り	270,000	260,000
		死別 所得500万以下	270,000	260,000
	特別寡婦	離別 死別 所得500万以下で かつ扶養親族である子有り	350,000	300,000
	寡 夫	離別 死別 所得500万以下で 所得金額が38万以下の生計を 一にする子あり	270,000	260,000

令和元年12月31日現在の現況による

勤労学生	学生	本人が勤労学生 所得65万以下	270,000	260,000
------	----	--------------------	---------	---------

令和元年12月31日現在の現況による